

社会福祉法人久寿会グループホーム中の郷運営規程

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

第1章 事業の目的及び運営の方針

第1条(事業の目的)

社会福祉法人久寿会が開設するグループホーム中の郷(以下「事業所」という。)が提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供することを目的とします。

第2条(運営の方針)

本事業所において提供する(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービス(以下「サービス」という。)は、介護保険法並びに関係する相模原市基準条例等の趣旨及び内容に沿ったものとします。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
3. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
4. 介護技術の進歩に対応した適切な介護技術をもってサービスを提供します。
5. 定期的に、提供したサービスの質の管理、評価を行い、常に改善を図ります。

第3条(事業所の名称と所在地)

この事業所の名称と所在地は次のとおりです。

- (1) 事業所の名称 グループホーム中の郷
- (2) 所在地 相模原市緑区大島 1606 番の 1

第2章 職員(従業者)の職種、員数及び職務内容

第4条(職員の職種、員数、及び職務内容職員の配置)

この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次表のとおりです。

(1) ユニットひばり 9 名の利用者に対しての職員数

職務	員数	常勤・非常勤の別	職務内容
管理者	(1 名)	常勤兼務 施設長兼務	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
計画作成 担当者	(1 名)	常勤兼務 介護職兼務	利用者の利用申し込みに係わる調整および(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成を行います。

介護従業者	7名	常勤職員 1名計画作成兼務	介護従事者は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護その他の日常生活上の世話、その他必要な援助を行います。
-------	----	------------------	--

() 兼務職員

(2) ユニット けやき 9名の利用者に対するの職員数

職務	員数	常勤・非常勤の別	職務内容
管理者	(1名)	常勤兼務 施設長兼務	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
計画作成担当者	(1名)	常勤兼務 介護職兼務	利用者の利用申し込みに係わる調整および(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成を行います。
介護従業者	7名	常勤職員 1名計画作成兼務	介護従事者は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護その他の日常生活上の世話、その他必要な援助を行います。
	1名	非常勤職員	

() 兼務職員

(3) ユニット ゆり 9名の利用者に対するの職員数

職務	員数	常勤・非常勤の別	職務内容
管理者	(1名)	常勤兼務 施設長兼務	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
計画作成担当者	(1名)	常勤兼務 介護職兼務	利用者の利用申し込みに係わる調整および(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成を行います。
介護従業者	7名	常勤職員 1名計画作成兼務	介護従事者は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護その他の日常生活上の世話、その他必要な援助を行います。

() 兼務職員

第5条(職員の資格)

前条で定めるこの事業所に勤務する職員の資格等は次表のとおりとします。

職種	資格等
管理者	介護支援専門員及び認知症介護実務者研修修了者 認知症対応型サービス事業管理者研修
計画作成担当者	認知症介護実務者研修修了者 介護支援専門員

第3章 利用定員

第6条(利用定員)

事業所の利用者定員は、1ユニット9名として3ユニット27名とします。

第4章 グループホーム中の郷サービス内容と利用料

第7条(具体的なサービス内容)

グループホーム中の郷 サービス内容

(1) 日常生活上の援助	日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。 ア、排泄の介助 イ、移動の介助 ウ、その他必要な身体の介助
(2) 健康状態の確認	血圧、体温等の測定を行い健康状態の確認をする。
(3) 機能訓練サービス	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス(アクティビティ・サービス)を提供する。 ア、日常生活動作に関する訓練 イ、レクリエーション(アクティビティ・サービス) ウ、グループワーク エ、行事的活動 オ、体操 カ、趣味活動
(4) 入浴サービス	必要な入浴サービスを提供する。 介助の種類(必要に応じて行う) ① 衣類着脱 ② 身体の清拭、洗髪、洗身 ③ その他必要な介助
(5) 食事サービス	栄養価のバランスのとれた食事を提供します。
(6) その他の自立支援	生活のリズムを考え、毎朝夕着替えを行うよう配慮します。 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

第8条(利用料)

1、日常生活費

種 類	金額	備考
家 賃	60,000 円	
食 材 料 費	45,000 円	1 日 1,500 円×30 日
光 熱 水 費	20,000 円	電気、水道、ガス料金 ガソリン代
共 益 費	20,000 円	・EV メンテナンス ・共用部分電気整備点検料 ・設備整備積立金 ・共用車リース料
合 計	145,000 円	

2、要介護認定別負担額

要介護認定別介護単位×日数×単位(10.54)=保険対象額

保険対象額－保険対象額×0.9 (2割負担の場合0.8 3割負担の場合0.7)

=自己負担額(一割負担額)

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

一ヶ月(30日)の場合

単位：円

要介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
負担割合証 1割の場合	23,683	23,810	24,917	25,675	26,181	26,719
負担割合証 2割の場合	47,367	47,620	49,833	51,351	52,363	53,438
負担割合証 3割の場合	71,050	71,430	74,750	77,026	78,544	80,157

加算 (1円単位で誤差が生じます)

	負担割合証1割の場合		負担割合証 2割の場合	負担割合証 3割の場合
	1日又は 1回	30日	1日/30日	1日/30日
初期加算※1	32円/日	949円/月	1,890円 /30日	2,846円/30日
退去時相談援助加算※1	422円/回	—	843円/回	1,265円/回
看取り介護加算 (死亡日以前31～45日)※1	75円/日	—	151円/日	227円/日
看取り介護加算 (死亡日以前4～30日)※1	152円/日	—	304円/日	455円/日
看取り介護加算 (死亡日前日及び前々日)※1	717円/日	—	1,433円/日	2,150円/日
看取り介護加算(死亡日)※1	1,349円/日	—	2,698円/日	4,047円/日
介護職員等処遇改善加算 (要支援2～介護度5)	—	4,508～5,026 円/月	9,016～10,052 円/月	13,524～15,078 円/月
若年性認知症利用者 受入加算※1	126円/日	3,794円/月	7,589円/月	11,383円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	95円/月	190円/月	285円/月
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円/日	126円/月	252円/月	379円/月

サービス提供体制 強化加算 (Ⅰ) ※2	23 円/日	690 円/月	1,382 円/月	2,073 円/月
サービス提供体制 強化加算 (Ⅱ) ※2	19 円/日	570 円/月	1,141 円/月	1,710 円/月
サービス提供体制 強化加算 (Ⅲ) ※2	6 円/日	190 円/月	379 円/月	569 円/月
医療連携体制加算 (Ⅰ)	39 円/日	1,170 円/月	2,340 円/月	3,510 円/月
入院時費用※1	259 円/日	6 日間	518 円/日	778 円/日
栄養管理体制加算	—	32 円/月	63 円/月	95 円/月
口腔・栄養スクリーニング加算	21 円/回	21 円/回	42 円/回	63 円/回
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	—	105 円/月	210 円/月	316 円/月
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	—	210 円/月	421 円/月	632 円/月
科学的介護推進体制加算	—	42 円	84 円	126 円
協力医療機関連携加算		105 円/月	211 円/月	316 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)		11 円/月	21 円/月	32 円/月

※1：対象者のみ ※2：(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は職員変動により、いずれか1つのみ算定します。

(3) 敷金 20万円 敷金は、居室補修等に充て、残金は退去時に返金します。

① [美容サービス] 月に2回、美容師の出張による美容サービス(調髪)をご利用いただけます。 利用料金：実費 (1,800円程度)

② おむつ代 紙パンツ 150円 パッド 100円

③ クラブ活動 希望により参加された場合は、材料代等の実費をいただきます。

④ その他の諸費用

日常生活において利用者もしくはご家族が希望された場合の費用雑誌・クリーニング代 等

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

⑥ 契約書に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

⑦ 入院、通院の際に係る費用

入院中の費用は、ご家族で病院と清算してください。 また入院中のお世話は、ご家族で対応していただきます。

通院利用料金：片道5kmまで1,860円、以下1km増すごとに50円追加分をいただきます。

付き添い料金： AM5：00～PM10：00 500円/30分(職員1名につき)

PM10：00～AM5：00 750円/30分(職員1名につき)

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、当月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：横浜銀行、神奈川県信用農業協同組合連合会他
- イ. 下記指定口座への振り込み
横浜銀行 橋本支店 普通預金 1743800
- ウ. 窓口での現金支払

第5章 サービス利用に当たっての留意事項

第9条(サービス利用の際留意事項)

1. 利用者が共同生活住居から外出する場合は、事業所の従業者の許可を受けてください。
2. 入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合は身元引受人において引き取りをお願いします。

第6章 緊急時等における対応方法

第10条(緊急時における対応方法)

事業所の従業者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を実施中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

第7章 非常災害対策

第11条(非常災害対策)

- 事業所は、天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。
2. 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。

第8章 その他運営に関する重要事項

第11条(身分を証する書類の携行)

従業者は、身分を証する書類を携行し、利用者若しくはその家族から求められたときは、提示します。

第12条(秘密保持)

- この事業所およびその従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者または、家族の秘密を漏らしません。
2. 前項の規定は、従業者でなくなった後においても適用します。

第 13 条(苦情処理)

サービスに関わる利用者からの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

第 14 条(損害賠償)

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

第 15 条(衛生管理)

サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意します。

2、従業者は、感染症等に関する知識の習得に努めます。

第 16 条(研 修)

事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けます。

- (1)採用時研修
- (2)継続研修 (適宜)

第 17 条 (身体的拘束等を行う際の手続)

入居者（利用者）または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

第 18 条 (暴力団排除)

本事業所運営上、次に掲げるものから支配的な影響を受けません。

- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員等
 - (3) 暴力団経営支配法人等
- 暴力団員等と密接な関係を有すると認められたもの

第 19 条 (事故発生時の対応)

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。また、事故発生時は速やかに相模原市、利用者家族へ連絡します。緊急時の場合は、第 10 条に基づきます。事故が発生した場合には記録に残します。

第 20 条 (虐待防止対策)

サービス提供中に虐待等が発生した場合は速やかに関係機関に連絡をいたします。虐待の防止のための措置として、予防策等を定期的に会議で検討するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ること、及び虐待の防止のための指針を活用します。従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的を実施いたします。

第 21 条(この運営規程の改正手続き等)

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、管理者が定めます。

2、この規程の改正は、理事長が、評議員会と理事会の承認を得て決定します。

(附則)

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 15 年 9 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行します。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。